

鹿児島県知事認定獣医師認定要領

令和5年9月1日制定
鹿児島県農政部畜産課

第1 目的

豚熱ワクチンは、適切に接種されれば発症の防御に有効な手段であるため、無計画かつ無秩序な接種とならないよう、計画的に実施する必要がある。

この要領は、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第3条の2第1項に基づく「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に規定された知事が認定する獣医師(以下、「知事認定獣医師」という。)について、必要な事項を定める。

第2 認定対象者

認定の対象となる者は、県内の豚飼養農場においてワクチン接種を実施することが可能な獣医師とする。

第3 認定基準

県は、以下の要件を満たすと判断した獣医師に対して認定を行うものとする。

1 適時性

- (1) 定期的に農場に立入する等、家畜防疫員と同等以上に適時に豚熱ワクチン接種を行うことができると認められること。
- (2) 豚熱ワクチン接種票を交付する場合にあっては、農場における接種頻度が適切なものとなるよう、登録飼養衛生管理者に対して指示・監督を適時に行うことができると認められること。

2 適切性

- (1) ワクチン接種に必要な知識を取得していること。
- (2) 家畜保健衛生所と緊密に連携をとり、その指示に従うこと。
- (3) 豚熱ワクチン接種票を交付する場合にあっては、農場における接種が適切なものとなるよう、登録飼養衛生管理者に対して指示・監督を適切に行うことができると認められるとともに、飼養衛生管理の指導を適切に実施できること。

3 「家畜伝染病予防法」、「獣医師法」、「獣医療法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、「鹿児島県豚熱ワクチン接種実施要領」に従うことができること。

4 獣医師法第8条第2項各号に該当しないこと。

第4 申請方法

知事認定獣医師の認定を受けようとする者は、「知事認定獣医師認定申請書」(別記様式1)に必要事項を記入し、家畜保健衛生所を経由し県に申請するものとする。

第5 認定審査

県は、知事認定獣医師認定申請書を受理した場合は、認定基準に基づき内容を審査する。審査の結果、適正と認める場合は、申請者に対して、認定証(別記様式2)を交付する。なお、申請者が認定基準を満たさない場合は、県はその旨を申請者に通知する。

第6 変更等の届出

知事認定獣医師は、申請内容に変更が生じる場合は、事前に「知事認定獣医師申請内容変更届(別記様式3)を県に届け出るものとする。

第7 認定の取消

知事認定獣医師が次の各号のいずれかに該当する場合は、県は認定を取り消すことができる。知事認定獣医師は、認定を取り消された場合は、認定証を返却するものとする。

- 1 第3の認定基準を満たさなくなったとき
- 2 申請に係る接種対象農場以外への接種及びワクチンの譲渡又は引渡しを行ったとき
- 3 その他、自らが行うワクチン接種の実施状況について報告がなされない等の知事認定獣医師に相応しくない事由が発生したとき

第8 認定の辞退

知事認定獣医師が、その認定を辞退するときは、「知事認定獣医師辞退届」(別記様式4)を県に届け出るとともに認定証を返却するものとする。

第9 認定者の責務

知事認定獣医師は接種対象農場訪問の際、農場内の飼養衛生管理基準の遵守状況をチェックし、問題点等を確認した場合には、家畜の所有者又は飼養衛生管理者に対して、その旨を指摘し、改善点等の助言を行うものとする。

また、知事認定獣医師は認定証を携行するとともに、家畜の所有者又は飼養衛生管理者に求められれば提示しなければならない。

附 則

この要領は令和5年9月1日より施行する。